

平成25年度第1回 大阪地方労働審議会 資料

大阪府婦人既製洋服製造業最低工賃の現状について

大阪労働局 労働基準部 賃金課

1. 平成 25 年度「大阪府婦人既製洋服製造業」家内労働実態調査結果(概要)について	P 1
2. 業界団体等に対するヒアリング調査結果について	P 3
3. 各種統計調査からみた婦人服製造業界の景況について	P 3
4. 他局における同種最低工賃の改正状況について	P 4
5. 大阪府婦人既製洋服製造業最低工賃の改正状況について	P 5
6. 今後の見通し	P 5

1 平成25年度「大阪府婦人既製洋服製造業」家内労働実態調査結果(概要)について

(1) 調査対象事業場

委託者名簿を基に、大阪府内の100事業場を対象とした。

(2) 調査方法

平成25年6月現在の委託状況、委託工賃、景気状況等について通信調査を実施した。

(3) 回答状況

100事業場のうち90事業場から回答を得た。(回答率90%)

また、家内労働者29人から回答を得た。

(4) 委託者数及び家内労働者数

回答のあった90事業場のうち、「婦人既製洋服製造業」に該当し、手作業によるまとめ作業を家内労働者に委託している事業場(以下「委託者」という。)は22、適用家内労働者は52人であった。家内労働者は、前回調査した平成22年に引き続き100人を下回る結果となった。委託者は、平成22年より2社減少し、前回改正した同16年調査時との比較では74.7%の減少、家内労働者は22年より16人減少し、同16年との比較では88.1%の減少となっている。

委託者数・家内労働者数の推移

(表1)

調査年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年
委託者数	87	44	24	22
家内労働者数	438	162	68	52

(5) 委託量、工賃単価等の変化(前回平成22年調査との比較)

発注者からの受注量及び家内労働者への委託量について、受注量については、22社のうち平成22年の調査と比較して「増加した」が1社あるが、「減少した」が14社で半数以上を占めている。委託量については、「増加した」はなく、「変化なし」12社、「減少した」が10社となっている。

また、発注者からの受注単価は、「変化なし」、「下がった」がともに11社で同数となっている。家内労働者への委託工賃単価については、2社で上がったもののその他は「変化なし」で推移している。

発注者からの受注量・家内労働者への委託量 (表2)

	増加した	変化なし	減少した
発注者からの受注量	1	7	14
受注量の増減率	10%	—	平均 19.9%
家内労働者への委託量	0	12	10
委託量の増減率	—	—	平均 26.7%

発注者からの受注単価・家内労働者への委託工賃単価 (表3)

	上がった	変化なし	下がった
発注者からの受注単価	0	11	11
受注単価の増減率	—	—	平均 13.5%
家内労働者への委託工賃単価	2	20	0
委託単価の増減率	12.5%	—	—

(6) 工賃の支払い状況

調査対象委託者における工賃の支払い状況は、資料のとおりである。

最低工賃が設定されている 11 工程のうち、3 工程、4 委託者を除き、最低工賃以上の工賃が支払われている。

(7) 回答があった家内労働者の年齢・経験年数等の状況

ア	平均年齢	65.9 歳	(最高 80 歳・最低 36 歳)
イ	平均経験年数	20.0 年	(最高 62 年・最低 2 年)
ウ	平均従事日数	13.1 日	1 日平均従事時間 4.8 時間
エ	平均月収	21,534 円	

(8) 委託者の意見 (現在の景気状況及び将来の見通しについて)

- ・ 縫製技術者の高齢化と人材不足。機械導入のための設備資金に苦慮する。
- ・ 繊維業界は斜陽産業化している。高齢化が進み将来的に廃業も考えている。
- ・ 受注単価が安いと、経費がかかる分やればやるほど赤字になる。
- ・ 受注量は 3 年前と比べて半分ぐらいに減った。
- ・ 家内労働者は高齢化しているが後継者がいない。
- ・ 委託工賃は 5～6 年前に上げたが、今の状況では上げるには厳しい。

(9) 家内労働者の意見 (最低工賃に関する意見・要望)

- ・ 10 年前と今では視力も気力も違い工賃に対しては何も意見はない。ただ、パートより時間は数倍働いているのに収入は…と思った時期もあった。今はもう手が動かせるだけでも良いと了解している。

2 業界団体等に対するヒアリング調査結果について

- (1) 大阪府内の工業組合としては、大阪服装縫製工業組合があり、同組合の組合員数は、47社となっており、平成16年の110社から同21年は69社に、前回調査した同22年には60社と減少を続けている。そのうち、婦人・子供服関係は42社で、平成21年の67社から37.3%の減少と減少傾向は顕著である。
- (2) 同組合から聴取したところ、「アパレルメーカーは、海外から国内縫製業者に発注を切り替えるところも出てきているが、受注単価が低すぎて利益が出にくい。」
「受注量、生産量の減少に加え、従業員の減少や高齢化なども影響して事業縮小や廃止に至る厳しい現状である。」とのことであった。
- (3) 同組合の組合員である複数の委託者から聴取したところ、「受注量が減り、閑散期が増えた上に、受注単価が下がり収益が上がらない。」「3年前と比較すると受注量が20%以上減少し、家内労働者への委託量も減った。高齢化と後継者不足が深刻である。」「海外生産する低価格量販店が主流となっているので、国内の縫製業界は先細りである。」との意見があった。

3 各種統計調査からみた婦人服製造業界の景況について

(1) 工業統計調査結果

統計品目「成人女子・少女服製造業」の従業者4人以上の全国調査では、事業場数は、平成16年が3,609、同22年が2,161となり40.1%減少している。従業者数も平成16年が58,883人、同22年が36,135人と38.6%の減少である。

大阪での4人以上の事業場数は、平成16年が206、同22年が96で53.4%減少し、従業者数も2,340人から1,036人となり55.7%減少している。

製造品出荷額は、平成19年には一時的に上向いたものの同22年は7,919百万円で、同16年の28,424百万円との比較では、72.1%の減少となっている。

(2) 織物製衣服縫製品の生産内訳

婦人既製洋服製造業に該当するスーツ、スカート、ズボン・スラックス類等の全国生産数は、平成16年は23,691千点あったものが、同23年には8,804千点となり、62.8%の減少となっている。

(3) 中小企業の動き 業種別景気動向調査結果（平成25年3月期）

市場の低価格志向が依然として強く、売上については厳しい状況が続いている。売上の水準はまだ低く、総じて市況は回復といえる状況にない。

生産は現状、中国をはじめとする海外生産が中心で、生産を国内に移す動きは限定的である。国内の生産業者への発注内容は、海外では対応が困難な短納期や高い加工技術の必要なものなどが中心で、かつ価格要求も厳しいため、対応できる企業

には受注が集中する一方で、対応が困難な企業の受注量は減少しており、国内生産業者の減少は続いている。低価格品の普及が進む中でコスト上昇などもあり、採算面は一層厳しい状況となっている。

4 他局における同種最低工賃の改正状況について

(1) 最近の改定状況等

婦人既製洋服製造業で、同種の最低工賃を定めている他局の最近の改定状況は、次のとおりである。

ア 一部工程にかかる工賃を改正した局（青森局）

○ 改正の理由

- ・ 平成 14 年の改正以後、最低工賃の引上げがされていなかった 7 工程に限り改正を行った。

イ 最低工賃を廃止した局（兵庫局）

○ 廃止の理由

- ・ 平成 23 年度調査において、最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託している委託者がいないこと、将来も増加することは見込めないことから平成 25 年度に最低工賃は廃止となった。

ウ 最低工賃の改正・廃止を見送った局（岩手局ほか 7 局）

○ 改正あるいは廃止の諮問を見送った主な理由

- ・ 東日本大震災の影響による業績悪化や家内労働者の減少のため。
- ・ 繊維業界の景況が非常に厳しい状況であるため。
- ・ 委託者の厳しい経営状態や家内労働者も工賃改正より委託量の現状維持を希望しているため。
- ・ 家内労働者は 100 人未満となったが、委託者の景況や工賃の動向に変化がなく、最低工賃を改正する状況にはなかったため。
- ・ 家内労働者はすでに 100 人未満で推移しているが、最低工賃の廃止は望ましくないとの意見があったことを踏まえて廃止諮問を見送りとしたため。

エ 改正等未決定の局（佐賀局）

○ 未決定の理由

- ・ 平成 21 年から家内労働者数が 100 人未満で推移しているが、労・使委員双方の意見が相違し、審議が未実施となっているため。

(2) 他局との最低工賃額の比較（同一工程部分）

他局で決定されている最低工賃額を工程ごとに比較した場合、工賃設定の規格が各局で相違するため単純比較できない部分もあるが、当局は、スナップ付け、すそまつり、そで裏まつり、かぎホック付け等の工程では他局を上回っている傾向にある。

5 大阪府婦人既製洋服製造業最低工賃の改正状況について

昭和54年3月30日に新設され、第1回改正は昭和58年7月20日に発効された。その後は3年ごとに改正されたが、平成17年6月1日改正（平成16年調査）以降、平成19年、同22年（前回）は改正諮問見送りとなっている。

これは、調査の結果、委託者や家内労働者が激減し今後増加は見込めないこと、国内の生産量、生産額の減少のうえ、安価な輸入品の増大等業界にとって厳しい現状を勘案して、最低工賃の改正諮問は控えることが相当であると判断したことによるものである。

6 今後の見通し

今年度に行った家内労働に関する実態調査結果において、委託者は前回調査時（平成22年）より2社減少し22社となり、適用家内労働者は16人減少し52名であった。

委託者及び家内労働者は依然減少傾向にあり、家内労働者数は、前回調査に続き、100人を下回る結果となった。

また、平成22年と比較して、受注量は半数以上の委託者から減少したとの回答があり、受注単価は下がったと変化なしがともに11社で同数、工賃単価は2社が上昇したものの、ほとんど変動はなかった。

工賃については、最低工賃が設定されている11工程のうち、3工程、4委託者を除き最低工賃以上の工賃が支払われている。

委託者の意見として、「繊維業界は斜陽産業化しており、人材確保が困難で高齢化が進み、将来的に廃業も考えている。」「受注単価が安いとやればやるほど赤字になる。」「受注量は3年前と比べて半分ぐらいに減った。」「今の状況では委託工賃を上げるには厳しい。」などの意見があり婦人服製造、縫製業界の厳しい現状が窺える。

また、消費者の低価格志向が続く中、安価な海外生産品の増加、長引く需要の低迷で生産量、生産額、売上がさらに減少し、婦人服製造業者にとって収益が上がらない厳しい状況である。

各種センサスにおいても、婦人服の生産量や売上が年々減少していることが報告され、これらの状況が裏付けされる結果となっている。一方、家内労働者については、高齢化や縫製技術の後継者不足が深刻な課題となっている。

以上のことから、婦人既製洋服製造業者にとって今後とも厳しい経営状況が続くものと予想される。

